令和５年度　児童虐待防止施策の実施状況及び成果に関する年次報告について

福祉部子ども政策局青少年家庭課

１　報告の根拠

茨城県子どもを虐待から守る条例　第10条第３項

（基本計画）
第10条　（略）
2　（略）
3　知事は、毎年度、虐待防止に関する施策の実施状況を議会に報告するとともに、これを公表するものとする。

２　報告の対象

令和５年度の児童虐待防止施策の実施状況及び成果

３　主な事業の実施状況及び成果の概要

(1) 児童相談所の体制強化と専門性確保（第 18 条、第 19 条、第 24 条、第 25 条）

・児童相談所の体制強化

児童福祉司等専門職の国基準を超える人数の配置

◎ 児童福祉司、児童心理司の確保

区分	R4	R5	増減
児童福祉司	123	※128	+5
（同国基準）	122	128	－
児童心理司	46	54	+9
（同国基準）	40	42	－

※R5中に131名まで増員（+3）

◎ 市町村支援担当児童福祉司（上記の内数）　５人（各児相×１人）

◎ 里親担当児童福祉司（上記の内数）　５人（各児相×１人）

・児童相談所の専門性確保

研修による人材育成・スキル向上

◎ 県以外の機関、外部講師による研修

- 指導者（スーパーバイザー）研修（R5）：全４回、受講者５人
- 階層別研修（R5）：全 10 回、受講者延べ 367 人
- テーマ別研修（R5）：全 19 回、受講者延べ 48 人

警察官ＯＢや、嘱託弁護士の配置

◎ 各児童相談所に警察官ＯＢを配置し、警察との連携や児童の安全確認強化

- 配置人数（R5）：５人（各児相×１人）

◎ 嘱託弁護士を配置し、法的助言体制を強化（週２回の相談）

(2) 児童虐待の早期発見・早期対応（第 13 条、第 15 条）

・児童虐待に係る相談・通告体制の確保	**「いばらき虐待ホットライン」の運営** ◎ 電話による相談・通告の受付（24 時間 365 日対応） ・ 相談・通告件数（R5） ： 2,702 件 ◎ 「親子のための相談ＬＩＮＥ」による相談受付（平日 10 時～20 時） ・ 相談件数（R5） ： 355 件

(3) 社会的養護の充実（第 21 条）

・里親養育の推進	**家庭養育優先原則に基づき、里親委託を推進** ◎ 里親の新規開拓（リクルート）、研修・トレーニング、マッチング、委託後のフォローを包括的に実施 ・ 里親委託率：（R4）20.3%→ （R5）21.6% ・ 民間フォスタリング機関設置数（R5） ：２か所
・児童福祉施設の整備	**施設の小規模化、地域分散化、高機能化・多機能化を推進** ◎ 小規模グループケア：（R4）63 か所→ （R5）68 か所 ◎ 地域小規模児童養護施設数：（R4）15 か所→ （R5）16 か所 ◎ 一時保護専用施設の指定：（R4）２か所→ （R5）３か所
・児童家庭支援センターの設置・運営	**児童相談所、市町村等関係者と連携し、子育て家庭を支援** ◎ 児童家庭支援センター設置 R4：３か所（高萩市、水戸市、土浦市）→ R5：４か所（＋行方市）

(4) 自立支援の充実（第 23 条）

・自立支援のための生活、就労、進学相談支援	**児童養護施設退所者等の社会的自立に向けた生活、就労、進学相談等** ◎ 専門のサポートチーム（支援コーディネイター１名、相談支援員２名）による継続支援計画の策定、退所前後の進路・就職相談 ・ 生活・就労支援相談実施延べ人数（R5） ：124 人 ◎ 自立支援に繋がるセミナー等のイベント開催
・自立支援資金貸付	**児童養護施設退所者等に生活費、家賃、資格取得等の費用貸付** ◎ 貸付実績（R5） ：20 人、27,954 千円 ・「５年間の引き続く就労」等の返還免除規定あり